

開発許可制度等の標準処理期間

1 標準処理期間の算定

標準処理期間は、申請書を受理した日の翌日から起算する。

※申請書を受理するには、申請に必要な書類が全て揃っている必要があります。

工事完了届出書を受理するには、公共施設等の管理者の検査が完了している必要があります。

2 下記の期間は標準処理期間より除外する。

- ① 申請書に不備がある場合の補正に要する期間。
- ② 申請の途中で、申請者が自ら申請内容を変更するために要した期間。
- ③ 申請者が他の手続きを必要とする場合のその手続きに要した期間。
- ④ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の日数。
- ⑤ 12月29日から翌年の1月3日までの日数（(4)に掲げる日数を除く。）。
- ⑥ 開発審査会等に付議するために要する日数（29条、43条の場合。）。
- ⑦ 工事完了届に不備がある場合の補正に要する期間、並びに工事完了検査に伴う手直し工事に要した期間（36条の場合）

手続きの内容	根拠法令	標準処理期間
開発計画事前審査	要綱第8条	15日（開催まで）
開発許可	法第29条	30日（5ha未満） 60日（5ha以上）
開発変更許可	法第35条の2	21日
開発工事完了検査済証の交付及び開発工事完了の公告	法第36条第2項並びに第3項	10日
建築制限等の承認	法第37条	14日
市街化調整区域における建築物の特例許可	法第41条第2項ただし書き	14日
予定建築物等以外の建築等許可	法第42条第1項ただし書き	14日
開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可	法第43条	14日
地位の承継の承認	法第45条	14日
開発登録簿の写しの交付	法第47条	2～5日
開発行為又は建築に関する証明書等の交付	施行規則第60条	7日
宅地造成に関する工事の許可	旧宅地造成等規制法第8条第1項	21日
宅地造成に関する工事の変更許可	旧宅地造成等規制法第12条第1項	21日

※申請内容により、上記の標準処理期間を超える日数を要する場合があります。

※旧宅地造成等規制法という表現について

令和5年5月26日に宅地造成等規制法は宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されておりますが、法で定める新たな規制区域を公示するまでの間は経過措置期間となりますので、旧宅地造成等規制法と表現しております。